

石川県公報

令和3年3月5日
第13385号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1
○随意契約の相手方等	(文化振興課) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(同) 2
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 3
○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 6
○争議行為の通知公告	(労働企画課) 9
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(都市計画課) 11
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	11
○財政的援助団体等監査結果公表	12
○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	12
内水面漁場管理委員会	
○共同漁業権漁場の令和3年度目標増殖量	14
○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止	15

告 示

石川県告示第58号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その1) 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その2) 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託(警察本部庁舎) 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年2月3日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(2) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(3) 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号
- 落札金額
 - 1(1) 19,272,000円
 - 1(2) 19,272,000円
 - 1(3) 24,860,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年12月22日

石川県告示第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県立図書館移転業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年1月29日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社図書館流通センター
東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
76,340,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

公 告**特定非営利活動法人の設立認証申請公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
令和3年2月18日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こねこサポーター
- 代表者の氏名
角谷 亜紀
- 主たる事務所の所在地
野々市市稲荷1丁目125番地
- 定款に記載された目的
この法人は、動物の虐待や遺棄の防止、適正な取扱いや健康及び安全保持を念頭に、行き場を無くした猫の保護活動を事業とする。この活動を通して、学校・家庭・地域における保護活動の積極的参加を促し、一人ひとりが命を守る架け橋となる行動のきっかけになり、人と動物とが共生する心豊かな社会作りに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和3年2月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宝達志水スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
高下 栄次
- 4 主たる事務所の所在地
羽咋郡宝達志水町今浜イ4番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、宝達志水町を中心とした近隣地域住民に対して、運動・スポーツ活動と文化活動の振興に関する事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、会員のみならず子供たちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与し、健康あふれる楽しいまちづくりに貢献することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
大 岸 敬 明	県内全域	野々市市小林四丁目123番地 ときわ病院
野 村 千 晶	〃	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
得 能 翔 太	〃	〃
田 村 亮	〃	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
永 嶋 朋 恵	〃	鳳珠郡穴水町川島タの8番地 公立穴水総合病院
三ノ宮 優 太	〃	〃
和 田 崇 宏	〃	〃
廣 井 祐 美	〃	〃

2 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
上 西 博 章	県内全域	能美市三ツ屋町38-3 松田内科クリニック
土 定 靖 典	〃	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院
掛 下 和 幸	〃	金沢市田上本町カ45-1 医療法人十全会 十全病院

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 北陸鉄道西泉用地開発プロジェクト
金沢市泉本町7丁目7-1 他6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング14階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹
富山県富山市赤田487番地1
株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦 克典
愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏
静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6 トップセンタービル8階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年10月26日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,999.2平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。
収容台数 252台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。
収容台数 86台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。
面積 129.9平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。
容量 41.76立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社大阪屋ショップ 午前9時から午後10時まで
年間10日間は午前7時から午後10時まで
株式会社スギ薬局 午前9時から午後10時まで
株式会社メガネトップ 午前10時から午後7時30分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで
年間10日間は午前6時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所
位置 縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後6時
一部午前8時から午後5時

一部午前5時から午前9時

一部午前4時から午前5時

7 届出年月日

令和3年2月25日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和3年3月5日から同年7月5日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ中島店

七尾市中島町中島乙278番 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,348平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 51台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 13台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 6.67立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 2箇所

位置 縦覧による

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時
- 7 届出年月日
令和3年2月26日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部商工観光課
- 9 届出等の縦覧期間
令和3年3月5日から同年7月5日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年7月5日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野 マックスバリュ棟
金沢市戸板西1丁目55番地
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 金沢市戸板第二土地区画整理事業地内79街区
(変更後) 金沢市戸板西1丁目55番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役 師井 昭造
金沢市鞍月四丁目133番地
ほか11者
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役 師井 昭造
金沢市鞍月四丁目133番地
ほか9者
- 3 変更の年月日
令和3年1月1日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗の所在地：
行政上の土地区画整理事業の終了に伴う所在地表示の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名：
小売業者の商号及び代表者が変更となったため
- 5 届出年月日
令和3年1月18日
- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年3月5日から同年7月5日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 イースト棟

金沢市戸板西1丁目155番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市戸板第二土地区画整理事業地内77街区

(変更後) 金沢市戸板西1丁目155番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジャックコーポレーション

代表取締役 武田 末男

金沢市久安二丁目335番地

ほか4者

(変更後) 株式会社ジャックコーポレーション

代表取締役 金子 崇史

金沢市戸板西1丁目155番地

ほか4者

3 変更の年月日

令和3年1月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗の所在地:

行政上の土地区画整理事業の終了に伴う所在地表示の変更のため

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名:

小売業者の商号及び代表者が変更となったため

5 届出年月日

令和3年1月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年3月5日から同年7月5日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 A棟

金沢市戸板西2丁目1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市戸板第二土地区画整理事業地内87街区

(変更後) 金沢市戸板西2丁目1番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社

代表取締役 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

(変更後) DCMカーマ株式会社

代表取締役 本田 桂三

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

3 変更の年月日

令和3年1月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗の所在地:

行政上の土地区画整理事業の終了に伴う所在地表示の変更のため

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名:

小売業者の商号及び代表者が変更となったため

5 届出年月日

令和3年1月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年3月5日から同年7月5日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 E棟

金沢市戸板西2丁目7番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市戸板第二土地区画整理事業地内81街区

(変更後) 金沢市戸板西2丁目7番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ナビックス

代表取締役 松本 浩二

金沢市本町二丁目15番1号

ほか1者

(変更後) テレニシ株式会社

代表取締役 辻野 秀信

大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号

ほか1者

3 変更の年月日

令和3年1月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗の所在地:

行政上の土地区画整理事業の終了に伴う所在地表示の変更のため

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名:

小売業者の商号及び代表者が変更となったため

- 5 届出年月日
令和3年1月18日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年3月5日から同年7月5日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年7月5日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野 F棟
金沢市戸板西1丁目7番地
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 金沢市戸板第二土地区画整理事業地内80街区
(変更後) 金沢市戸板西1丁目7番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社文苑堂
代表取締役 吉岡 隆一郎
富山県高岡市末広町40番地
(変更後) 株式会社ゲオホールディングス
代表取締役 遠藤 結蔵
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
 - 3 変更の年月日
令和3年1月1日
 - 4 変更する理由
大規模小売店舗の所在地：
行政上の土地区画整理事業の終了に伴う所在地表示の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名：
小売業者の商号及び代表者が変更となったため
 - 5 届出年月日
令和3年1月18日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和3年3月5日から同年7月5日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年7月5日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 松本よし子から、次のとおり争議行為を行う旨令和3年2月22日通知があった。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

令和3年3月11日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり

金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院

金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会

金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所

金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて

金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ

金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし

羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの

金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合

金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼら一と

金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉会サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北

羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里

金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年3月8日から同年4月5日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
牧口地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	小松市産業未来部農林水産課

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和3年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
平成26年北陸地方整備局告示第113号 加賀都市計画道路事業 3・5・30号 山代栗津線	石川県	小松市白江町リ61番地 1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし
平成27年北陸地方整備局告示第38号 白山都市計画道路事業 3・5・43号 鶴来本町通り線	石川県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年3月5日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
能楽堂	令和3年1月29日	令和元年11月1日～ 令和2年10月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
児童生活指導センター	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年3月5日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
KCSコンソーシアム	令和3年1月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県デザインセンター	〃	〃
社会福祉法人石川県聴覚障害者協会	〃	〃
野々市市中林土地区画整理組合	〃	〃
公益財団法人石川県国際交流協会	〃	〃

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

令和2年3月27日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

1 公表の範囲

令和元年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

令和元年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
文化振興課	<p>(物品の処分(県所有))</p> <p>石川県財務規則では、不用の物品を処分しようとするときは、「物品の不用決定並びに売却(廃棄)伺」により、あらかじめ決裁を受けることを求めているが、新しい機器購入時に古い機器を廃棄したのか、引き続きどこかに保管しているのか確認できない状況が発見された。廃棄しているのであれば、廃棄の決裁が漏れなく行われる体制整備が必要であるし、どこかに保管しているのであれば、即座に保管場所がわからない資産管理体制の改善が急務と考える。</p>	<p>備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施するとともに、備品の保管場所が即座に分かるように備品台帳に保管場所を記載することとした。</p> <p>また、既に廃棄済みの備品については、速やかに廃棄手続を行った。</p> <p>今後は、財務規則に基づき廃棄時においてあらかじめ決裁を徹底するなど、適切な財産管理に努めてまいりたい。</p>
文化振興課	<p>(物品の実査(県所有))</p> <p>石川県財務規則では、「主務課長又は課長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする」ことが定められている。</p> <p>しかし、音楽堂の県所有物品については、物品と帳簿の照合点検作業が実施されていなかった。また、備品シールについてもはがれているものがあり、物品管理が徹底されていなかった。財務規則に従って、物品の点検を行うためにも備品シールが漏れなく貼られているか確認を行い、かつ照合点検作業を実施するべきである。</p>	<p>財務規則に基づき備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施し、備品シールの無いものには貼付を行った。</p> <p>今後は、財務規則に基づき、毎年度、照合点検作業を実施することとしたい。</p>
管財課 経営支援課	<p>(物品の実査)</p> <p>備品には金額に関係なく、机といすが含まれ、現物実査の対象となっている。九谷焼技術研修所では机が168、いすが459存在し、現実的に実査は困難であり、行われていないとのことであった。県全体として、机やいすの位置づけ、現物実査の方法に関して検討が望まれる。</p>	<p>備品となっている物品と台帳との照合を行った。</p> <p>今後は年度末の照合確認に向けて、品目の中には点数の多いものもあることから、計画的に確認を行うこととする。</p> <p>また、机やいすの位置づけについては、備品区分基準の見直しを行い、令和3年4月1日から他の物品同様、実質耐用2年以上で、購入額が5万円以上のもののみを備品として取り扱うこととし、事務の効率化を図ることとした。</p>
経営支援課	<p>(物品の管理)</p> <p>ホームページ上の「施設のご利用」に開放機器として掲載している『ビデオマイクロスコープ』は利用実績が低いため、平成28年度に故障して以来、修繕管理が行われていない。石川県財務規則では、「物品は、常に良好な状態において保管するものとする」ことが定められており、故障した際には、修繕するかどうかをタイムリーに判断すべきであり、今後利用見込みがない場合は、石川県財務規則に基づき速やかに処分の手続を行うとともに、ホームページの記載を削除することを検討すべきで</p>	<p>ビデオマイクロスコープについては、今後の利用見込みがないため、廃棄処分手続を行い、ホームページの記載を削除した。</p> <p>また、ブラウン管テレビ等現状使用していない備品で、今後の利用見込みがないものについても、廃棄処分手続を行った。</p> <p>今後、物品の修繕や処分については適時検討、判断を行うこととする。</p>

	<p>ある。なお、「ビデオマイクロスコープ」以外にも、現場視察では現状使用していない備品（ブラウン管テレビ等）が発見されており、処分するの否かの検討を適時行うべきである。</p>	
経営支援課	<p>（源泉所得税の取扱い）</p> <p>個人講師に対する報酬等について所得税法第204条第1項の規定に基づき、源泉徴収がされているが、源泉徴収の対象とする金額は、原則として消費税及び地方消費税の額を含めた金額となるところ、消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とする金額として計算されている。消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とすることが出来るのは、報酬等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合に限られる。従って、源泉徴収の対象金額の見直し、もしくは講師からの請求書入手し、源泉徴収対象金額を把握した上での対応を行う必要がある。</p> <p>（根拠：消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて（法令解釈通達）（平成元年1月30日）（平成26年3月5日付改正分まで更新）</p>	<p>消費税及び地方消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象金額とする見直しを行った。</p> <p>今後は、源泉徴収対象金額の取扱いについては、所得税法等に基づき、適正な対応に努めたい。</p>

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）及び漁業の免許（平成28年石川県告示第302号）に掲げる共同漁業権漁場の令和3年度目標増殖量を次のとおり定める。

令和3年3月5日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											あゆ 産卵床 ㎡
	増 殖 手 法											
	放					流						
あゆ	こい	ふな	いわな	やまめ	やまめ (さくらます)	うなぎ	わか	かぎ	ぬま	てなが	かじか	
kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	万粒	kg	kg	尾	
内共第1号 (大聖寺川)	600			60		36	10					
内共第2号 (柴山瀧)		60	130				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	21		21	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						5,000
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							

内共第9号 (御坊谷川)				7	4								
内共第10号 (大日川)				67	12								
内共第11号 (下田原川)				88	31								
内共第12号 (赤谷川)				90	31								
内共第13号 (手取川)				661	47								
内共第14号 (大嵐谷川)				30									
内共第15号 (小嵐谷川)				30									
内共第16号 (犀川)	850			15	45						6,000	2,000	
内共第17号 (浅野川)	920			9	21						6,000		
内共第18号 (森下川)	100				9								
内共第19号 (大海川)	200			20	60								
内共第20号 (邑知潟)			170										
内共第21号 (赤浦潟)		20						100					
内共第22号 (河原田川)	180												500
内共第23号 (町野川)	185	4									2,000		
内共第24号 (手取川)	486				60								
計	5,073	89	305	1,377	245	336	55	100	10	10	16,500	7,500	

注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。

2 いわな、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。

5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持出しに関して次のとおり指示する。

令和3年3月5日

石川県内水面漁場管理委員会

会長 八 田 伸 一

1 指示の内容

- (1) コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれと連接一体をなす水面(以下「当該水面」という。)においては、石川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
- (2) 知事は、当該水面の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

